

外ヶ浜町街路灯 LED 照明導入促進事業 公募型プロポーザル実施要領

平成 28 年 10 月

外ヶ浜町

第1章 事業概要

1. 事業目的

外ヶ浜町（以下、「本町」）には、町及び自治会所有約 1,918 灯の街路灯が設置されている。本町では、短期間で町内街路灯のLED化を進め、本町が目指す財政支出を最小限に抑えた低炭素社会の構築を実現したいと考える。

そこで、本町及び自治会所有の既設街路灯を対象に民間企業のノウハウ・資金・技術力を活用し街路灯LED化事業（以下、「本事業」）を実施し、当該街路灯を一斉にLEDへ改修し低炭素社会の実現と共に、安全安心なまちづくりを推進していくものとする。

本要項は、民間企業の一括提案を募集し、本町にとって最も有益な提案を選定する上で必要な項目を網羅したものである。

選定の結果、最も優れた提案を行った事業者（以下、「優先交渉権者」）は、本町と事業契約の締結に向けた協議を行い、正式な契約締結を経て事業を実施するものである。

また、本事業は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域におけるLED照明導入促進事業）の採択を受け実施するものである。

2. 事業

(1) 事業名称

外ヶ浜町街路灯LED照明導入促進事業（調査）

(2) 契約方式

LED照明導入調査事業：委託契約

※外ヶ浜町街路灯LED照明導入促進事業とはLED照明導入調査に係るプロポーザルにおいて、外ヶ浜町街路灯LED照明導入促進事業（調査）の優先交渉権者を決定する。

(3) 対象灯数

街路灯：約 1,918 基

(4) 契約年数

委託契約：単年（平成 28 年度）

(5) 事業内容

① LED照明導入調査事業（平成 28 年度実施）

ア 本事業において導入する町及び自治会所有街路灯現地調査

イ 現地調査成果と電力会社契約台帳等との照合作業

ウ 街路灯台帳整備

エ LED照明導入計画策定

オ LED街路灯維持管理手法の検討

カ 一般社団法人環境技術普及促進協会へ提出する補助金交付関連資料作成

3. 事業場所

外ヶ浜町全域

4. 契約者

外ヶ浜町

5. 提案金額

提案者は、以下に示す事業額の範囲内で業務内容を提案することとする。

① LED照明導入調査事業

4,562,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

② LED照明導入補助事業

導入事業は平成29年度実施するため、本年度は調査事業の最優秀者を決定する。

※上記事業額は、契約金額の上限を示すものであり、本町がこの金額で契約を約束するものではなく、交渉者が本町と協議の上決定するものである。

6. 応募条件

(1) 応募者について

- ① 応募者は、本要項に記載した内容を履行する能力を有する導入調査会社の1社とし、青森県内に本支店を有するものとする。
- ② 調査会社は青森県内での屋外照明灯LED化事業（調査）の実績を2件以上有していること。
- ③ 応募者となる導入調査会社は環境省における二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域におけるLED照明導入促進事業）事業の経験を2件以上有していること。
- ④ 応募者は、提案に必要な諸手続きを行う他、優先交渉権者となった場合は、契約に係る諸手続きを行うものとする。

(2) 応募者の役割

- ① 事業履行にあたり、下請事業者又は協力事業者の選定にあたっては、町内事業者を優先して選定するものとする。

(3) 応募者の資格

- ① 応募者は、参加表明書及び資格確認書類により本募集要項の内容を確実に履行できる者であること。
- ② 応募者は、本町の入札参加資格登録者であること。及び、青森県内に本店・支

店を有する企業であること。(これを満たしていない場合、参加申請書を提出期限までに手続きすること)

- ③ 応募者は、各種対策により事業効果の指標となるエネルギー削減量を算出し提案できるものとする。
- ④ 応募者は、事業運営・維持管理を円滑に行うための迅速な対応ができる者とする。
- ⑤ 調査にあたっては、町内事業者を優先的に活用することとする。

(4) 応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者の構成員になることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 実施要項の配布の日から提案書提出日までの期間に、外ヶ浜町が措置する指名停止の処分を受けている者。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団関係者を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第255号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てをしている者。
- ⑥ 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- ⑦ 納めるべき税金を滞納している者。

7. 応募に関する留意事項

(1) 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、本町に提出した書類は返却しないものとする。また本町は、応募者に無断で本事業における審査等以外の目的で提出書類の利用は行わない。

(2) 本町からの提供資料の取り扱い

本町が提供する資料は、応募者が本事業の提案参加又は提案書作成等で利用する以外の目的で利用してはならない。また、目的範囲内であっても、本町の実情を把握することなく第三者にこれらを提供し利用させてはならない。

(3) 提出書類の変更・修正の禁止

提出した書類の変更を禁止する。しかし後日、提出した書類に係る追加参考資料の提出を要請することもある。

(4) 虚偽の記載の禁止

参加表明書及び提案書に虚偽の記載が含まれている場合、提出した書類を無効とする。

(5) 費用負担

応募に関する全ての書類作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とする。

(6) 特許権

提案内容に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の国内外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠・デザイン・設計・施工手法・維持管理手法等を利用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(7) 応募者の複数提案禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(8) 複数応募者の構成員等の禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。

(9) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本町と協議の上、本町が認めた場合はこの限りではない。

8. 事業者選定の流れ

(1) 担当事務局

本事業提案募集に係る事務局は、以下の通りとする。

担当窓口：外ヶ浜町総務課

住所：〒030-1393 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋 44 番地 2

電話番号：0174-31-1111

FAX 番号：0174-31-1215

メール：katsunori-shimizu@town.sotogahama.lg.jp

(2) 事業日程（予定）

項目	日程
プロポーザル公募（外ヶ浜町HPに掲載）	平成28年10月3日から
参加表明受付期限	平成28年10月7日まで
質問提出期限	平成28年10月7日まで
質問への回答	平成28年10月11日（火）
提案書の提出期限	平成28年10月13日（木）
選定結果の通知・公表（外ヶ浜町HPに掲載）	平成28年10月22日（金）
調査事業 契約締結	平成28年10月25日（火）
調査事業 工期	平成29年2月15日（水）

※上記スケジュールは予定であり、変更となる場合もある。

※1 詳細協議

優先交渉権者は、最終提案書の作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、本町との間で詳細協議をすすめるものとする。

※2 契約事業者の選定

優先交渉権者は、本町との詳細協議が整えば契約を締結し、契約事業者となる。優先交渉権者との協議が整わない場合には、次点交渉権者と詳細協議を行い、契約事業者を選定する。なお、契約までの費用については、優先交渉権者又は次点交渉権者の負担とする。

(3) 募集要領等配布

募集要領は、本町ホームページ上にて公開する。

(4) 募集要領に関する質問受付

①質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。質問1項につき質問書1枚使用する。なお、受付は電子メールのみとし、電話・FAX・持参等は一切不可とする。電子メール送信の際は、件名「外ヶ浜町街路灯LED照明導入促進事業 質問書(業者名)」と記載することとし、メール送信後は電話にてメール受信確認をすること。

②質問受付期限

平成28年10月3日から10月7日まで

（ただし、受信確認は、土曜、日曜日を除く午前9時から午後4時まで）

③質問回答

質問に対する回答は、提出された質問を取りまとめて、平成28年10月11日に電子メールにて回答することとし、個別対応は行わない。その際、質問者名は公表しない。

また、質問事項が重複していると本町が判断したものは、整理して回答する。意見表明等、本件の趣旨から離れているものへの回答は行わない。

なお、この回答は本要領と同等の効力を持つものとする。

(5) 参加表明書及び資格確認書類提出受付

応募者及び応募者の構成員は、以下ア～エの書類に書類符号を記した表紙とインデックスを付け、綴じたものを1部提出すること。

① 受付期間

平成28年10月3日～10月7日 ※午後4時必着

② 提出書類

ア 参加表明書

イ 企業概要等

様式第4号にはA 4版の用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴など、以下の項目を網羅したものを一部に綴じること。

- a 所在地、代表者役職及び氏名、資本金、従業員数、設立年、事業内容、年間売上金額、類似事業の実績、その他

注1：「類似事業の実績」は、普通地方公共団体において、調査事業、履行実績、納入実績を記載すること。

注2：企業概要は、通常各社で印刷しているパンフレット等による代用も認める。

- b 企業状況確認票、応募者の資格制限の確認

- c 業種に関する許可、登録を証明する書類もしくは、受付日前3か月以内の商業登記簿謄本の写し

- d 印鑑証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの）の写し。

エ 財務諸表等

- a 最新決算年度の確定申告分の法人税、損益計算書、貸借対照表、財務諸表付属明細表、利益処分計算書、などの財務諸表の写しを綴じたもの。損益計算書及び貸借対照表に関しては、企業単体の他、連結決算分。

- b 有価証券報告書（報告を作成していない場合は、税務申告書）の写し。

- c 納税証明書の写し

- ・ 国税：法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税は、国税通則法施行規則別紙第8号様式その3の3
- ・ 県税：法人県民税、法人事業税（又は外ヶ浜町に納税義務がある場合は町税：固定資産税、軽自動車税等に関するもので、未納の税額がないことの証明）

(6) 提案書提出受付

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A 4縦長ファイルに綴じたものを8部（正本1部、副本7部）提出すること。

①受付期間

平成28年10月11日～10月13日

②受付場所

外ヶ浜町総務課

③提出方法

持参のみ

④提案書作成方法

以下の項目ごとに別冊の提出様式集に定める様式に則り作成する。

- 1) 提案書提出届 (様式第 5 号)
- 2) 外ヶ浜町街路灯 LED 照明導入促進事業提案書【表紙】(様式第 6 号)
- 3) 導入調査事業提案書 (様式第 7 号)
- 4) 見積書 (任意様式)

(7) 参加辞退

提案書提出要請の通知を受けた応募者がその後の提案参加を辞退する場合は、提案書提出受付締切日の午後 4 時までには辞退届を担当窓口を持参又は、郵送 (必着) で提出すること。

(8) 審査・優先交渉権者選定

①審査時においては、以下の項目を重視することとする。

番号	審査項目	主な審査内容
1	実施主体	・類似業務における実績 ・事業を円滑に遂行できる経営基盤
2	業務の取組内容	・事業実施スケジュールの妥当性 ・履行期限厳守の可能性 ・調査業務
3	町内業者の活用	・調査、設置業務 ・緊急時の体制整備

② 審査の流れ

- a 応募者からの提案書を元に提案内容の審査を行う。
- b 審査の結果、総合得点の最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点者を次選交渉権者とする。

第2章 特記仕様

LED街路灯導入調査事業特記仕様

(1) 業務計画

業務の内容・趣旨を把握したうえで、仕様内容に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成、提出するものとする。

(2) 資料収集整理

業務の実施にあたり、本町が貸与、提供する地図などの既存資料（紙地図等）を整理した上で、現地調査の資料とする。

(3) 現地調査及びデータベースの作成

① 現地調査

【対象】

街路灯： 約1,918基

現地調査では、前項で整理した既存資料の内容を踏まえて、以下の項目を調査するものとする。

【調査項目】

ア 照明器具の種別及び消費電力

イ 設置場所（住所、電柱・ポール柱などの区別や電柱番号、及び電源を供給する東北電力の電柱番号（引込柱、トランス柱）

ウ 独立柱の現況点検

※調査の結果、錆や傾きなどで緊急的に対処が必要な街路灯施設は、速やかに外ヶ浜町に報告するものとする。

エ その他

② データベース作成

当該業務では、既存資料及び現地調査によって整理した街路灯（移設する場合は移設後の位置）について、位置情報と整合するデータベースを作成するものとする。

③ 地図データ作成

整理した街路灯についての位置データを作成する。なお、ファイル形式は汎用性のある形式とする。

(4) LED街路灯導入計画の策定及び導入効果の検討

① 現況分析による条件設定

ア 現地調査に基づき計画条件及び計画上の基本事項の整理、検討を行うものとする。
当該計画においては、既存街路灯の設置されている場所や、通学路、新興住宅地

等における街路上の観点を踏まえて必要とされる設置箇所及び必要とされる明るさを設定するものとする。

イ 前項にて設定した条件に基づき、LED照明の新設計画及び既存照明の廃棄計画を策定し、事業期間中のシミュレーションをおこなうものとする。

② 照明器具の採用（案）の作成

前項により設定された条件に基づき、場所ごとに必要な明るさを満足する照明器具を選定すること。また、採用した照明器具は、本町が指定する期間中、指定場所においてテスト設置すること。

③ 導入計画の策定

ア 前項までにより設定した条件・経年シミュレーション・採用器具を基に、灯具の再配置計画等の導入計画を策定する。

イ 仕様書の作成（工事仕様書、使用機器仕様書）

④ 導入効果の検討

導入によるエネルギー量等の削減効果を提示するものとする。

⑤ その他

LED街路灯の導入台数は実施内容の台数を基本とするが、調査結果を踏まえた導入に伴う概算事業費を算出し、LED化による縮減コストとリース方式による導入費用との差額を精査して決定するものとする。

(5) 維持管理手法の検討及び仕様書作成

当該事業で導入するLED街路灯を効率的に維持管理するための手法を検討し、保守点検及び維持管理仕様を作成するものとする。

(6) 成果品

① 街路灯台帳

② 街路灯位置図

③ 導入計画書

④ その他、一般社団法人環境技術普及促進協会へ提出する補助金交付関連資料を作成すること。